【契約書別紙】

通所介護・日常生活総合事業

憩の里デイサービスセンター

1. 提供するサービス

曜日	時間	入浴	食事		内	容
月	~					
火	~					
水	~					
木	~					
金	~					
土	~					

中山間地域加算 5% あり・なし

2. 利用料金

別紙参照してください。

- ① 提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない部分については、 利用料金全額をお支払いいただきます。
- ② 毎月の利用料は、口座引き落とし又は15日までにお支払い下さい。
- 3. サービス相談窓口

憩の里デイサービスセンター

電 話: 0778-51-1501

受付時間 : 月~土曜日 8:30~17:30

担 当 者 : 谷口 美穂

通所介護・日常生活支援総合事業

憩の里デイサービスセンター重要事項説明書

(令和6年4月1日)

1. 代表者概要

名 称 : 医療法人 東山会

所 在 地: 鯖江市中野町33-20-1

代表者: 斎藤 道夫

2. 事業所の概要

指定番号: 1870700208 所 在 地: 鯖江市中野町12番8号1 電 話: 0778-51-1501

3. 同法人内であわせて実施する事業

介護法人保健施設 鯖江ケアセンターみどり荘

短期入所療養施設

訪問看護 おどり荘訪問看護ステーション 居宅介護支援 みどり荘居宅介護支援センター

通所リハビリ みどり荘デイケアセンター

介護療養型医療施設 斎藤病院

短期入所療養施設・訪問看護·訪問介護·通所リハビリについては介護予防事業も同時に行います。

4. 施設の目的と運営の方針

介護保険法に従い、ご利用者がその有する能力に応じて、可能な限り 自立して在宅生活を営むことができるように支援することを目的とし、 利用者に対して、通所介護を提供します。

- 5. 営業時間
 - ①通所介護

営業日: 月~土曜日

日曜日、12/31~1/3 はお休みです。

営業時間: 9:00~17:30

②日常生活支援総合事業

*現行相当サービス

営業日:月~金曜日

土、日曜日、12/31~1/3 はお休みです。

営業時間: 9:00~16:30

*通所型サービス A

営業日:水曜日

営業時間: 9:00~16:30

但し、営業時間についてはご相談に応じます。

6. 通常の実地地域

鯖江市、越前市

ただし、日常生活支援事業は、鯖江市のみ

7. 利用料

介護保険自己負担額(1割の方です)

- *日常生活総合支援事業
 - ①通所型予防給付相当サービス

事業対象者、要支援 1 (週 1 回程度) 1 7 9 8 円又は 380 円/回 事業対象者、要支援 2 (週 2 回程度) 3 6 2 1 円又は 391 円/回

サービス提供体制加算週1回88円サービス提供体制加算週2回176円生活機能向上グループ活動加算100円一体的サービス加算480円

介護職員処遇改善加算(1) 5.9%

介護職員等特定処遇改善加算(1) 1.2% 介護職員等ベースアップ等支援加算 1.1%

利用時間 3時間以上

② 通所型基準緩和サービスA型

1回 316円 利用時間 3時間未満

*通所介護費 (1回当たり)

	8~9時間	7~8時間	6~7時間	5~6時間	4~5時間
要介護1	647 円	629 円	561 円	544 円	376 円
要介護 2	765 円	744 円	667 円	643 円	430 円
要介護3	885 円	861 円	770 円	743 円	786 円
要介護4	1007 円	980 円	871 円	840 円	541 円
要介護 5	1127 円	1097 円	974 円	940 円	597 円

延長 9~10 時間 50 円、10~11 時間 100 円、11~12 時間 150 円 12~13 時間 200 円、13~14 時間 250 円

その他保険適用分

サービス提供体制加算 22円 入浴介助加算(I)(II) 40円・55円 個別機能訓練加算(I)イロ 56円・76円 個別機能訓練加算(II) 20円 生活機能向上連携加算(I)(II) 100円・200円 ADL 維持加算 i・ii 30円・60円 若年性認知症加算 60円 栄養アセスメント 50円

栄養スクーリング加算(I)(II)口腔機能向上加算(I)(II)科学的介護推進体制加算20円・5円150円・160円40円

- ·介護職員処遇改善加算(1) 上記金額の5.9%
- ・介護職員特定処遇改善加算(1) 上記金額の1.2%
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 1.1%

施設利用料 日常生活総合支援及び通所介護 共通

• 食事代

6 2 0 円

おやつ代

80円

入浴セット

100円(税込み110円)

タオル・バスタオル・シャンプー・リンス・ソープ等

パット 25円 ・おむつ代

布 33円 尿取りパット 33円

平オムツ 52円 リハビリパンツ 105円

テープ止め 小 125円 大 155円

• 営業時間外料金

200円(延長1時間あたり)

• 行事費

実費

- ・事業対象者、要支援の方の入浴は実費となります。 1回 500円
- このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減または 悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービス を提供します。
- ② サービスの提供は、親切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。 もし分からないところがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問 して下さい。
- ③ 通所介護計画

当社では、サービスの提供にあたる支援相談員が、介護職と共同してあ なたの心身の状況、ご希望及びその置かれている環境に合わせて、生活 する上での目標、その目標を達成する為の具体的なサービスの内容を記 載した、通所介護計画を作成致します。

計画書が居宅サービス計画で作成されている場合は、それに沿って作 成するものとします。

8. 担当職員

管理者 1名兼務とする

生活相談員 1名以上 看護職員 2 名以上 介護職員 6名以上 2名以上 機能訓練士

9. 身体の拘束等

利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得な い場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により 利用者の制限をしない。

- 2. 事業所は、法人内で構成する身体拘束適正化委員会において、前項の緊急 やむを得ない場合に該当するかどうか十分検討する。
- 3. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、常に観察、再検討し、その記録を する。緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除 する。

- 4. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者やその家族等に出来る限り詳細に説明する。
- 5. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者やその家族に説明し、同意を得る。

10. 秘密の保持

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の 介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療 機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

11. 緊急時の対応

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設 は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

12. 要望又は苦情等の申出

利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

2 苦情受付窓口

当事業所担当者 和田 洋子 Tm 0778-51-7780 受付時間 9:00~17:00 月~土曜日 上記以外は、みどり荘でも受け付けます。

3 苦情申立て先

鯖江ケアセンターみどり荘:苦情責任者 吉村祥二TEL 0778-51-7540鯖江市役所:長寿福祉課TEL 0778-53-2218越前市役所:介護保険室TEL 0778-22-3715越前市役所総合支所:福祉センター介護保険室TEL 0778-43-7836国民健康保険連合会:介護保険室TEL 0776-57-1611

13. 虐待防止について

当事業所は、全職員挙げて虐待防止に努めています。 虐待防止責任者 管理責任者 吉村 祥二

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14. 賠償責任

介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、 利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するも のとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者 及び扶養者は、連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。
- 15. 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行う。
- 16. 緊急時の対処方法

<利用者の主治医>

氏 名: 医療機関名称: 所 在 地: 電 話 番 号:

<協力医療機関>

医療機関名称: 斎藤病院

所 在 地: 鯖江市中野町 6 - 1 - 1 電 話番号: 0778-51-0593

同 意 書

私は、憩の里デイサービスセンター(介護予防・日常生活 支援総合事業・通所介護事業所)を利用するに当たり、次の事 項にあたる説明を受けましたので、同意します。

- ① 利用契約書、契約書別紙 (サービス内容)、説明書 (利用料金など) の説明
- ② サービス提供にあたり、サービス担当者会議などに利用者の家族の情報などを医療機関、主治医、居宅介護支援事業所などに提供すること等。

令和 年 月 日

<ご利用者様> 住 所

氏 名

<ご家族様> 住 所

氏 名

憩の里デイサービスセンター管理者 谷口 美穂

説明者	